二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡倶知安町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡北竜町・増毛郡増毛町・足寄郡足寄町・標津郡中標津町（以上四町国有林。次の図に示す部分に限る。）、虻田郡喜茂別町・夕張郡栗山町・北竜町・増毛町・留萌郡小平町・勇払郡むかわ町・沙流郡日高町・中川郡池田町・本別町・足寄町（以上十町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
北竜町・増毛町・足寄町・中標津町（以上四町国有林。次の図に示す部分に限る。）、喜茂別町・栗山町・北竜町・増毛町・小平町・むかわ町・日高町・池田町・本別町・足寄町（以上十町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道小樽市・根室市・茅部郡森町・二海郡八雲町・増毛郡増毛町・標津郡中標津町・島牧郡島牧村（以上二市四町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、八雲町・夕張郡栗山町・増毛町・留萌郡小平町・沙流郡日高町・島牧村（以上五町一村について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町三三三八、三三六五、三三六六、三五〇三の甲、三五〇五、三五〇六、西多摩郡奥多摩町海澤字三ノ沢一二一〇、氷川字西澤六一六・六二四から六二六まで・六三一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六一五、六二三、檜原村字本宿五六九〇の二、五六九〇の木、五六九〇の卜、五六九〇の六、五六九〇の八、字南郷五九七五の八、字数馬六九五〇の一
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市深沢字天神森一九九の一、一九九の二、二〇一の一から二〇一の三まで、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇三の三、二〇四の一、二〇四の二、二〇五の一、二〇五の三、二二三の一、二二三の二、字南沢滝三一九、三二一、入野字中山下五四四、乙津字日向一四七二、一四七三、一四八九のイ、養沢字下大沢一五三五、一五三六、一五三九、一五四〇のイ、一五四〇の二、一五四〇の三、字向養沢一一九三のイ、青梅市御岳二丁目五六七・五七六・五八八・五九一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五九七、六〇七のイ、六〇七の口、六一一のイ、六一三の一、西多摩郡奥多摩町大丹波字眞名井沢四四四（次の図に示す部分に限る。）、字日向六八五から六八七まで、六八八の一、六八八の三、留浦字峯平一三九五の一（次の図に示す部分に限る。）、氷川字大澤入一〇四〇のイ・一〇四一のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四〇の口、日の出町大字大久野字細尾三八二七のイ（次の図に示す部分に限る。）、字松尾石神沢四三六七の一、字松尾沢入四四一二の二、四四一二の三、四四一二の五、字松尾四四一九の一、檜原村字小沢八三九八、字三都郷七二九六、七二九七のイ、七二九七の口、七二九八、字南郷五八〇六（次の図に示す部分に限る。）、六一八八の一、六二五〇、六二五二の一、六二五二の二、六二五五、六二五八の口、字本宿五五〇二（次の図に示す部分に限る。）、五五二三、字数馬七〇六七の一（次の図に示す部分に限る。）、七〇六七の五、字樋里八八四三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小沢八三九八・字樋里八八四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市養沢字中養沢七五九の一、七六一、七六二、七六三の一、西多摩郡檜原村字三都郷七六四二、七六四三、七六四四の一、七六四五の一、七六四六、七六四七のイ、七六四七の口、七六四八、七六五二のイ、七六五二の口、七六五三の一、七六五四の一、七六五四の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）